

(裏面)

許可の条件

- 1 使用財産について、形質の改変をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 使用財産を第三者に使用させてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 使用財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- 4 使用者は、使用期間が満了したとき、又はこの許可を取り消されたときは、自己の負担において、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。
- 5 財産管理者が第3項の規定により使用許可を取り消した場合において、当該取消しによって使用者に損害が生じても、市及び財産管理者は、その損失を補償しない。
- 6 使用者は、その責めに帰すべき理由によって使用財産の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者において使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。
- 7 使用者は、使用財産について支出した有益費、修繕費その他一切の費用を市及び財産管理者に請求することができない。
- 8 財産管理者において必要があるときは、使用財産について、随時実地に検査し、資料の提出若しくは報告を求め、その維持保存又は使用について指示することがある。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。